

6 騒音・振動

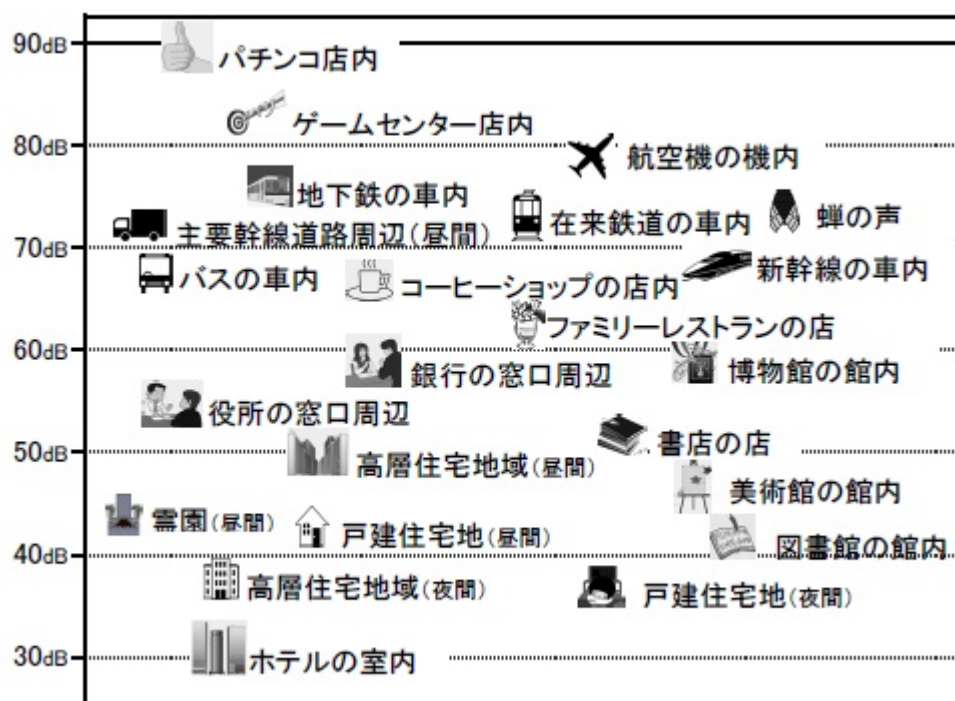
6. 騒音・振動

騒音とは「不快な音」又は「好ましくない音」などと定義されていますが、好ましい音かどうかは個人によって心理的、感覚的な判断基準が異なるために、その対応は難しいものとなっています。また、日常生活に係わる会話や安眠を妨害するものであるため、最も生活環境に身近な公害といえます。

公害としての騒音には工場・事業場、建設作業及び自動車騒音等がありますが、深夜営業騒音(カラオケ等)、拡声機騒音及び生活騒音等のいわゆる近隣騒音も問題となっています。

公害としての振動には工場・事業場及び建設作業などの事業活動並びに道路及び鉄道などから発生する相当範囲にわたる振動であって、人の健康または生活環境に係る被害を生じるものと定義されています。つまり「不快な振動」又は「好ましくない振動」といえます。

騒音の目安(都心・近郊用)



出典：全国環境研協議会騒音小委員会

※デシベル(dB)とは、音の大きさの単位で物理的な音の強さ(音圧レベル)に人の聴感に合わせて周波数補正を加味したものです。

(1) 騒音・振動の現状

ア. 環境騒音

本市では、平成 10 年 9 月 30 日の環境基準改正後、初めての環境騒音調査を平成 14 年度に実施し、環境基準改正後 2 度目の調査を平成 19 年度に実施しました。平成 19 年度は調査地点選定の基準として、都市計画法の用途地域を用いて 24 地点を選定して調査を行いました。平成 20 年度以降は 19 年度に調査した 24 地点を 5 ケ年計画で調査しました。

令和 5 年度から第四次 5 ケ年計画を開始し、令和 6 年度は市内 5 地点で調査を行い、5 地点中 5 地点で昼夜共に環境基準を達成しました。測定結果は次の表のとおりです。なお、測定は 1 分間隔で連続 24 時間行いました。

また、令和 4 年度までに実施した第一次から第三次 5 ケ年計画の測定結果を比較すると概ね横ばいの傾向となっています。

(ア) 環境騒音測定結果(令和 6 年度)

(単位：デシベル)

No.	測定地点	用途地域	環境基準		測定値	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	中和倉	第 1 種低層住居専用地域	55	45	45	36
2	大金平 4 丁目	第 2 種低層住居専用地域	55	45	47	41
3	上本郷	第 1 種住居地域	55	45	52	40
4	小金原 6 丁目	近隣商業地域	60	50	50	37
5	中根長津町	準工業地域	60	50	49	41

※ 調査期間：令和 6 年 11 月 25 日～令和 6 年 11 月 28 日

※ 測定値の斜体文字は環境基準を未達成。(令和 6 年度はなし)

(イ) 5 ケ年計画における環境騒音測定結果一覧

(単位：デシベル)

地域区分	用途地域	一連番号	住所	昼間(6:00~22:00)				夜間(22:00~6:00)			
				測定値				測定値			
				H19年度	第一次	第二次	第三次	H19年度	第一次	第二次	第三次
A	1 低専	1	五香西2丁目	51	50	54	51	45	45	44	44
		2	日暮7丁目	48	46	45	43	40	36	40	37
		3	八ヶ崎5丁目	48	49	48	48	42	40	43	41
		4	中和倉	49	48	47	45	40	39	44	40
		5	和名ヶ谷	51	51	50	49	40	44	42	42
	2 低専	6	大金平4丁目	49	50	49	46	43	44	44	38
		7	大金平4丁目	49	49	49	44	38	39	39	35
	1 中高専	8	紙敷	50	51	52	50	42	43	45	40
		9	新松戸3丁目	51	54	53	50	42	49	49	43
		10	常盤平4丁目	*1	57	56	52	*2	48	46	46
	2 中高専	11	六実6丁目	45	46	47	46	39	38	40	44
		12	六実3丁目	49	49	47	50	42	40	40	41
B	1 住	13	高柳新田	48	48	50	51	40	39	45	45
		14	小金さよしヶ丘3丁目	49	50	47	49	44	42	40	41
		15	上本郷	48	50	50	50	40	43	45	43
		16	樋野口	43	49	49	45	37	44	43	40
	2 住	17	二ツ木	53	49	48	45	43	41	44	43
		18	岩瀬	51	54	52	50	44	40	44	41
C	近商	19	常盤平3丁目	49	49	50	50	41	44	43	46
		20	小金原6丁目	59	59	51	50	50	51	38	38
	商業	21	根本	54	56	55	54	49	55	50	50
		22	新松戸4丁目	54	55	54	54	48	48	50	47
	準工	23	松飛台	47	52	49	46	40	43	42	40
		24	中根長津町	49	50	50	49	43	43	41	40

*1 工事の音の影響が大きいため評価対象から除外。

*2 付近施設の設備音の影響が大きいため評価対象から除外。

*3 測定値の斜体文字は環境基準を未達成。

*4 第一次は平成20年度から平成24年度まで。第二次は平成25年度から平成29年度まで。
第三次は平成30年度から令和4年度まで。

騒音に係る環境基準 (単位：デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

※ 時間区分

昼間：午前 6 時から午後 10 時まで

夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

※ 地域区分

A 地域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域及び第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

B 地域：第 1 種・第 2 種住居地域及び準住居地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

※ 評価手法：等価騒音レベル

※ 評価の時期：1 年間を通じて平均的な状況を呈する日

イ. 自動車騒音及び道路交通振動

(ア) 自動車騒音常時監視結果

本市は、国道 6 号線を中心として幹線道路が整備されており、自動車の交通量も多くなっています。市内幹線道路沿道の騒音・振動の状況を把握するため、自動車騒音及び道路交通振動の測定を行っています。

本市では、騒音規制法第 18 条に基づき自動車騒音の状況を常時監視しており、平成 15 年度から 5 ケ年計画で測定を実施してきました。令和 6 年度は国道 6 号線を含め 8 地点で調査を行いました。その測定結果を次に示します。

自動車騒音面的評価に用いる測定結果(令和 6 年度) (単位：デシベル)

No.	路線名	測定場所	用途 地域	車線 数	環境基準		測定値	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道 6 号線	松戸	準住	4	70	65	67	66
2		上本郷	商業	4	70	65	72	71
3		二ツ木	準住	4	70	65	72	72
4	市川柏線	金ヶ作	調整	2	70	65	64	60
5	鎌ヶ谷松戸線	金ヶ作	調整	2	70	65	64	58
6	松戸柏線	南花島	1 住	2	70	65	65	61
7	松戸鎌ヶ谷線	松戸新田	2 住	2	70	65	71	68
8	市道 1 級 35 号	日暮	2 住	4	70	65	66	62

※ 調査期間：令和 6 年 12 月 3 日～令和 6 年 12 月 20 日

※ 調査地点は原則として道路境界

※ 測定値は平日の連続する 3 日間又は 1 日の等価騒音レベル

※ 測定値の斜体文字は、環境基準未達成

道路に面する地域に係る騒音の環境基準

(単位：デシベル)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間(特例)	70 以下	65 以下
※屋内基準	45 以下	40 以下

※ 「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域

※ 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分

※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道にあつては 4 車線以上の区間に限る。)

※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端からの距離により特定

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 m

2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 m

※ 個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準によることができる。

※ 評価手法は、等価騒音レベル

※ 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日

等価騒音レベル(L_{Aeq})

音響エネルギーの総暴露量を時間平均した物理的な指標。発生頻度が少なく高レベルの騒音(例えば、たまに通過する大型車等)に対しても比較的敏感であり、睡眠影響やアノイアンス(人に感じられる感覚的なうるささ)との対応にも優れているとされている。

(イ) 面的評価結果

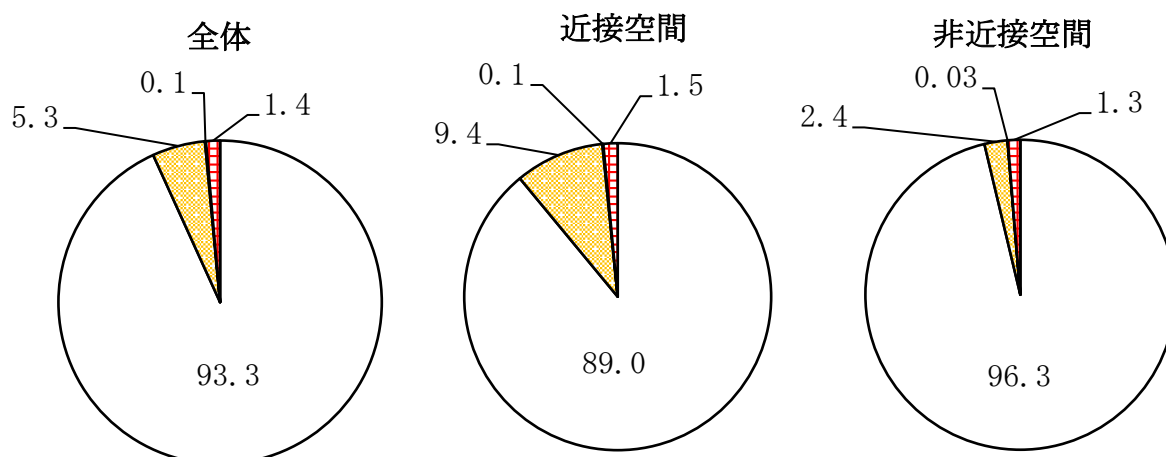
自動車騒音常時監視結果の評価方法は、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、この評価区間内の代表する 1 地点で等価騒音レベルの測定を行います。

測定結果を用いて評価区間の道路端から 50 m の範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベルの推計を行い、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するいわゆる「面的」な評価となっています。

令和 6 年度の面的評価結果は次の通りです。全体で集計したところ、評価の対象とされた全戸のうち昼夜とも環境基準を達成しているのは 93.3%、近接空間では 89.1%及び非近接空間では 96.3%でした。道路種類別(全体)では昼夜とも環境基準を達成しているのは一般国道では 83.9%、県道では 95.9%、4 車線以上の市道では 99.9%でした。

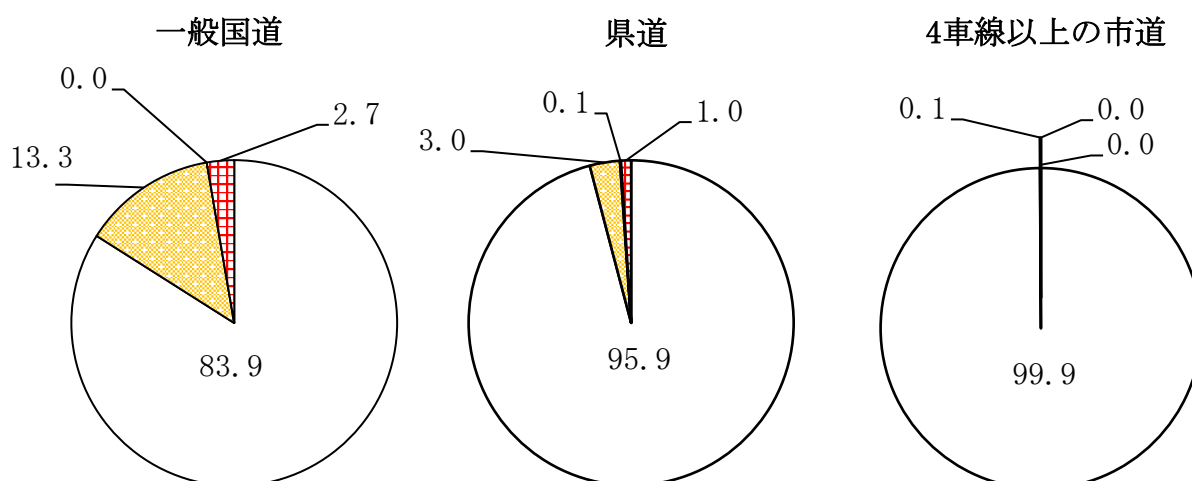
令和 6 年度自動車騒音面的評価結果(空間別集計)

(単位：％)



令和 6 年度自動車騒音面的評価結果(道路種別集計)

(単位：％)



凡例

- 昼夜とも基準値以下
- 昼のみ基準値以下
- 夜のみ基準値以下
- 昼夜とも基準値超過

※近接空間とは道路端からの距離による。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

※達成率(％)は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(ウ) 自動車騒音要請限度に基づく測定結果

自動車騒音要請限度に基づく測定結果は次の表のとおりです。要請限度を超えている地点がありますが、国土交通省では対策として遮音壁等の設置を行っています。

自動車騒音要請限度に基づく測定結果(令和 6 年度)

(単位：デシベル)

No.	路線名	測定場所	用途地域	車線数	要請限度		測定値	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道 6 号線	松戸	準住居	4	75	70	67	66
2		上本郷	商業	4	75	70	72	71
3		二ツ木	準住居	4	75	70	72	72

- ※ 調査期間は令和 6 年 12 月 3 日～令和 6 年 12 月 20 日
- ※ 調査地点は道路境界
- ※ 測定値は、平日の連続 3 日間又は 1 日の等価騒音レベル
- ※ 測定値の斜体文字は、要請限度を超過した値

自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域(特例)	75	70

- ※ 車線とは、1 縦列の自動車(2 輪のものを除く)が安全かつ、円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分
- ※ 時間区分
昼間：午前 6 時から午後 10 時まで
夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
- ※ 区域区分
a 区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域及び第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域
b 区域：第 1 種・第 2 種住居地域及び準住居地域
c 区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- ※ 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、道路端からの距離により特定
2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 m
2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 m
- ※ 測定は連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行う。
- ※ 評価手法は、等価騒音レベル

(工) 道路交通振動測定結果

市内の道路交通振動測定結果は以下のとおりです。令和 6 年度の道路交通振動測定は 1 地点で実施し、いずれも要請限度を下回っていました。

道路交通振動測定結果(令和 6 年度)

(単位：デシベル)

No.	路線名	測定場所	用途地域	車線数	要請限度		測定値	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道 6 号線	上本郷	商業	4	70	65	47	46

※ 調査期間：令和 6 年 12 月 17 日～令和 6 年 12 月 18 日

※ 調査地点は道路境界

※ 100 個数の測定値の 80% の上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値。

道路交通振動に係る要請限度 (単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

※ 時間区分

昼間：午前 8 時から午後 7 時まで

夜間：午後 7 時から翌日の午前 8 時まで

※ 区域区分

第 1 種区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

※ 振動の測定は当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について行う。

※ 振動レベルは、80%レンジの上端値の平均値

要請限度

騒音規制法及び振動規制法では自動車騒音及び道路交通振動の限度を定めている。限度を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、騒音は公安委員会に、振動は公安委員会又は道路管理者に対処を要請することができる。

ウ. 鉄道騒音振動

市内には、JR 常磐線、JR 武蔵野線、新京成線、東武野田線、北総線及び流鉄流山線の 6 路線が通っています。在来鉄道には環境基準が設定されていませんが、鉄道沿線における騒音振動の状況を把握するため、令和 6 年度は下記の 4 路線 4 地点にて調査を行いました。

令和 6 年度鉄道騒音振動測定結果

(単位：デシベル)

No.	路線名	測定地点	測定日	区分		騒音			振動			平均速度 km/h	路線構造
						0 m	12.5 m	25 m	0 m	12.5 m	25 m		
1	JR 常磐線	南花島	5 月 24 日	集計値	(昼)	70	64	60	60	46	47	82	平面
					(夜)	65	59	56					
				最大値		96	88	85	62	50	50		
				最小値		80	64	71	50	40	40		
2	JR 武蔵野線	河原塚	6 月 19 日	集計値	(昼)	57	53	50	63	54	52	73	平面
					(夜)	52	49	45					
				最大値		90	83	79	64	55	54		
				最小値		86	81	77	60	52	51		
3	新京成電鉄	常盤平	5 月 24 日	集計値	(昼)	68	62	58	70	63	61	77	平面
					(夜)	64	57	53					
				最大値		97	90	86	71	64	62		
				最小値		86	71	78	66	59	56		
4	北総線	串崎南町	7 月 11 日	集計値	(昼)	49	48	47	50	47	47	95	高架(遮音壁あり)
					(夜)	45	43	43					
				最大値		79	76	76	52	47	48		
				最小値		67	46	64	41	40	42		

※ 測定方法

騒音：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に準じて測定

振動：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号)に準じて、連続通過列車の振動ピークレベルのうち上位 10 本を算術平均

※ 平均速度は、測定した全列車の车速の算術平均

※ 集計値は騒音及び振動それぞれの測定方法に基づいて測定後、評価・集計

※ 昼間は 7 時～22 時、夜間は 22 時～翌日 7 時

※ 測定地点の距離(0 m, 12.5 m, 25 m)は、鉄道事業用地の敷地境界からの水平距離

在来鉄道騒音振動経年データ

路線名		構造	距離 m	R1		R2		R3		R4		R5		R6	
				騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動
1	JR 常磐線 南花島	平面	0	—	—	68 64	62	—	—	68 64	63	—	—	70 65	60
			12.5	—	—	62 58	47	—	—	64 60	47	—	—	64 59	46
			25	—	—	59 54	47	—	—	59 55	48	—	—	60 56	47
2	JR 常磐線 幸谷	平面	0	66 61	60	—	—	66 61	56	—	—	68 63	59	—	—
			12.5	62 58	54	—	—	62 58	55	—	—	65 61	53	—	—
			25	59 55	53	—	—	60 55	56	—	—	62 57	55	—	—
3	JR 武蔵野線 八ヶ崎	平面	0	—	—	60 56	64	—	—	—	—	56 51	65	—	—
			12.5	—	—	61 56	59	—	—	—	—	55 51	58	—	—
			25	—	—	59 55	49	—	—	—	—	52 47	51	—	—
4	JR 武蔵野線 河原塚	平面	0	—	—	—	—	56 52	64	—	—	—	—	57 52	63
			12.5	—	—	—	—	54 49	57	—	—	—	—	53 49	54
			25	—	—	—	—	50 45	53	—	—	—	—	50 45	52
5	JR 武蔵野線 新松戸	高架	0	55 51	60	—	—	—	—	54 49	58	—	—	—	—
			12.5	57 52	54	—	—	—	—	56 51	53	—	—	—	—
			25	53 49	54	—	—	—	—	51 47	49	—	—	—	—
6	新京成線 常盤平 西窪町	平面	0	68 64	71	—	—	—	—	69 65	72	—	—	—	—
			12.5	58 55	59	—	—	—	—	61 57	62	—	—	—	—
			25	54 50	56	—	—	—	—	55 51	59	—	—	—	—
7	新京成線 金ヶ作	平面	0	—	—	66 62	68	—	—	—	—	64 60	69	—	—
			12.5	—	—	60 56	64	—	—	—	—	58 54	63	—	—
			25	—	—	56 52	59	—	—	—	—	54 50	60	—	—
8	新京成線 常盤平	平面	0	—	—	—	—	68 65	70	—	—	—	—	68 64	70
			12.5	—	—	—	—	62 58	63	—	—	—	—	62 57	63
			25	—	—	—	—	57 53	61	—	—	—	—	58 53	61

路線名		構造	距離 m	R1		R2		R3		R4		R5		R6	
				騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動
9	東武 野田線 六実	平面	0	67 64	68	72 68	69	—	—	—	—	67 64	65	—	—
			12.5	55 52	61	59 55	64	—	—	—	—	54 51	58	—	—
			25	51 47	53	55 51	55	—	—	—	—	49 46	52	—	—
10	北総線 串崎南町	高架	0	—	—	—	—	51 46	50	—	—	—	—	49 45	50
			12.5	—	—	—	—	49 44	47	—	—	—	—	48 43	47
			25	—	—	—	—	48 43	48	—	—	—	—	47 43	47
11	流鉄 流山線 大金平	平面	0	—	—	—	—	—	—	63 59	67	—	—	—	—
			12.5	—	—	—	—	—	—	57 54	58	—	—	—	—
			25	—	—	—	—	—	—	52 49	56	—	—	—	—

※ 騒音については、『在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針』に準じて測定し、上段は昼間、下段は夜間の集計値

工. 航空機騒音

平成 22 年 10 月から羽田空港(東京国際空港)の 4 本目の滑走路が供用開始されました。また、令和 2 年 3 月にさらに飛行ルートの変更が行われ、一部の時間帯に本市上空を飛行しています。

本市は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型の当てはめはありませんが、飛行ルート付近で測定した結果は、環境基準(L_{den} 57 dB)を達成しています。また、平成 25 年度に測定を開始以降、測定値は横ばいとなっています。

民間航空機騒音測定結果(令和 6 年度)

測定場所	L_{den}	騒音発生回数
松戸市東部クリーンセンター(高塚新田 352 番地)	46.1	330
聖徳大学(岩瀬 550 番地)	33.9	65

※ 測定期間：令和 6 年 8 月 21 日～8 月 27 日

※ 出展：国土交通省東京航空局ホームページ
「令和 6 年度短期測定結果(千葉県)夏季分」

L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベル(L_{AE})に、夕方の L_{AE} には 5 dB、深夜の L_{AE} には 10 dB を加え、1 日の騒音エネルギーを加算したのち、1 日の時間平均をとって評価した指標のこと。(平成 25 年 4 月 1 日施行)

(「航空機騒音に係る環境基準」の一部改正(平成 19 年 12 月 17 日環境省告示 114 号))

航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I(住居地域)	L_{den} 57 dB
II(I 以外の地域)	L_{den} 62 dB

※松戸市には地域類型の当てはめはありません。

(2) 規制・指導

ア. 工場・事業場

騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例では工場・事業場に設置される施設のうち著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設として定め、届出を義務づけています。また、地域を指定して、特定施設を設置する特定工場等についてそれぞれ騒音・振動の規制基準を定めています。特定工場等を設置している事業者には、規制基準の遵守義務が課せられています。

法・条例に基づく令和6年度の届出総数は373件でした。特定施設設置届は31件でした。

施設の種類のうち、金属加工機械や空気圧縮機等が多くを占めています。

騒音規制法に係る特定施設の届出状況（単位：件）

届出内訳 施設の種類の	特定工場等 総数	特定施設 総数
金属加工機械	87	828
空気圧縮機等	164	1273
土石用破碎機等	2	10
織機	0	0
建設用資材製造機械	4	5
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	24	73
抄紙機	0	0
印刷機械	17	54
合成樹脂用射出成形機	6	96
鋳造型機	0	0
実数	304	2,339

（令和7年3月31日現在）

振動規制法に係る特定施設の届出状況（単位：件）

届出内訳 施設の種類の	特定工場等 総数	特定施設 総数
金属加工機械	30	208
圧縮機	53	260
土石用破碎機等	1	3
織機	0	0
コンクリートブロックマシン等	0	0
木材加工機械	0	0
印刷機械	5	15
ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	25
鋳造型機	0	0
実数	91	511

（令和7年3月31日現在）

騒音に係る特定工場等の規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	朝・夕 午前 6 時から 8 時まで 午後 7 時から 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の 午前 6 時まで
第 1・2 種低層住居専用地域 第 1・2 種中高層住居専用地域	50	45	40
第 1・2 種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域・商業地域 準工業地域	65	60	50
工業専用地域	70	65	60
市街化調整区域	60	55	50

※ 測定場所は、特定施設を設置する工場等の敷地の境界線

※ 学校、病院等の敷地の周囲 50 m 以内の区域における規制基準は、住居専用地域を除きこの表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値

振動に係る特定工場等の規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から 翌日の 午前 8 時まで
第 1・2 種低層住居専用地域 第 1・2 種中高層住居専用地域 第 1・2 種住居地域 準住居地域	60	55
近隣商業地域・商業地域 準工業地域 市街化調整区域	65	60

※ 測定場所は、特定施設を設置する工場等の敷地の境界線

※ 学校、病院等の敷地の周囲 50 m 以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値

イ. 建設作業

騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例では著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業として定め、事前の届出を義務づけています。また、騒音・振動の大きさや作業時間の制限等に関する基準が定められています。

令和 6 年度の届出件数は 1,989 件、作業総数 3,097 件でした。届出状況をみると、騒音及び振動ともバックホウ等の整地・掘削機械を使用する作業が多くなっています。

騒音に係る特定建設作業の届出状況(令和 6 年度)

(単位: 件)

作業の種類	届出内訳	騒音 規制法	市条例	計
くい打機、くい抜機を使用する作業		0	1	1
びょう打機を使用する作業		0	3	3
さく岩機を使用する作業		360	5	365
空気圧縮機を使用する作業		12	3	15
コンクリートプラント等を設けて行う作業		0	0	0
バックホウ(定格出力 80 kW 以上のもの)	を使用 する 作業	0	—	0
トラクターショベル(定格出力 70 kW 以上のもの)		0	—	
ブルドーザー(定格出力 40 kW 以上のもの)		0	—	
バックホウ等の整地・掘削機械を使用する作業		—	979	979
コンクリート圧送作業		—	57	57
コンクリートカッターを使用する作業		—	206	206
鋼球を使用して建築物等を破壊する作業		—	0	0
計		372	1,254	1,626

振動に係る特定建設作業の届出状況(令和 6 年度)

(単位: 件)

作業の種類	届出内訳	振動 規制法	市条例	計
くい打機、くい抜機を使用する作業		1	0	1
鋼球を使用して建築物等を破壊する作業		0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業		1	0	1
ブレーカーを使用する作業		253	0	253
バックホウ等の整地・掘削機械を使用する作業		—	978	978
振動ローラを使用する作業		—	238	238
計		255	1,216	1,471

特定建設作業に係る大きさ基準

騒音	85 デシベル	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで(住居地域等) 及び原則として休日は作業禁止
振動	75 デシベル	

※ 数値は、建設作業場所の敷地境界における大きさ

ウ. 深夜営業騒音

松戸市公害防止条例では、飲食店のカラオケ等の深夜営業騒音について、午後 11 時から翌日の午前 6 時まで規制基準を定めています。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗適正化法)では、住居系地域の酒類提供飲食店について、深夜 0 時以降の営業の制限を定めています。苦情の生じた事業場については、現地調査の上、規制基準を遵守するよう指導を行っています。苦情はここ数年減少しています。

飲食店営業等に係る深夜における騒音の基準

騒音に係る特定工場等の規制基準の夜間の数値を適用する。

エ. 近隣騒音

松戸市近隣騒音防止指導要綱では、法や条例の規制を受けない騒音(音響機器、楽器音、設備音及び作業音)について指導基準を定め、その発生源者に対して改善の助言を行っています。

一般家庭の間で生じる都市生活型の近隣騒音は個人のマナーやモラルの問題が大きいため、法令等の規制にはなじみません。問題の解決には当事者間の話し合いが最善です。

松戸市近隣騒音防止指導要綱の指導基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	朝・夕 午前 6 時から 8 時まで 午後 7 時から 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の 午前 6 時まで
第 1・2 種低層住居専用地域	50	45	40
第 1・2 種中高層住居専用地域			
第 1・2 種住居地域	55	50	45
準住居地域			
近隣商業地域・商業地域	65	60	50
準工業地域			
市街化調整区域	60	55	50

※ 騒音の測定場所は当該騒音の最も影響の及ぶ住宅等の用に供されている建物の開口部又は当該騒音の透過してくる居室の内部

※ 居室の内部での基準は、表中の数値から 5 デシベルを減じた値

(3) その他の事業

ア. 残したい“日本の音風景 100 選”事業

環境省では、平成 8 年度に「残したい“日本の音風景 100 選”」を認定しました。これは、全国各地で人々が地域のシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境(音環境)を広く公募し、音環境を保全する上で特に意義があると認められる 100 件を認定したものです。松戸市の公募からは、東京都葛飾区と併せて「柴又帝釈天界限と矢切の渡し」が認定されました。

千葉県内の“日本の音風景 100 選”認定

柴又帝釈天界限 と矢切の渡し 松戸市／東京都葛飾区	柴又帝釈天界限は、昔ながらの商店や参拝客の賑わいがある。江戸川に出ると川面を渡る手漕ぎの舟やヒバリ、ユリカモメの声を聞くことができる。
樋橋の落水 佐原市(現：香取市)	伊能忠敬旧宅内の用水路から水を落とす樋橋を復元したもの。落水は 30 分間隔で 1 日 15 回行われ、その水音にちなみ「じゃあじゃあ橋」と呼ばれる。市民ぐるみの町並み保全活動がある。
麻綿原のヒメハルゼミ 大多喜町	麻綿原一帯は、ヒメハルゼミの優れた生息地。合唱が好きなこの蝉は、数匹が鳴き始めると、山全体が震えるように一斉にジャージャーと鳴き始め、しばらくすると一斉に鳴き止む。

これを記念して、音環境保全の市民啓発となるよう記念碑を設置しました。碑は、江戸川の悠然とした風景にとけ込み、周囲の音や風の音を聞けるよう集音型の穴を設け、覗くと矢切の渡しの船着場が見えるようなデザインになっています。

顕彰碑の概要

設 置 日	平成 9 年 11 月 10 日
設 置 場 所	江戸川堤 川の一里塚(下矢切地先) (矢切の渡しから 200 m 上流)
外 観	高さ 170 cm 直径 90 cm
材 質	筑波石



イ. 音環境学習

望ましい環境を形成するためには、生活環境の質への関心とともに、今までの「騒音問題」という枠組みを越えた取り組みが必要です。音環境(音への気づき)の一環として、平成 18 年度までは体験型の音環境学習会を夏休みの期間中に小学生と保護者を対象に実施していました(平成 18 年度は雨天中止)。

【Memo】